

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

	2023年度		2024年度	
	2023年4月～9月	2023年10月～2024年3月	2024年4月～9月	2024年10月～2025年3月
① 新規に無保証で融資した件数	576,302	585,133	631,802	592,051
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	2,263	3,072	3,015	4,528
③ 新規融資件数	1,234,665	1,214,785	1,202,891	1,122,953
④ 新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資(※3)件数の割合【④＝(①＋②)／③】	46.9%	48.4%	52.8%	53.1%
	47.6%		52.9%	
⑤ 新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数と有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数との合計の割合	92.9%	97.2%	99.1%	99.8%
	95.0%		99.4%	
⑥ 保証契約を解除した件数(※4)	67,510	59,269	43,223	38,522
⑦ メイン行(※5)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	302		358	

【代表者の交代時における対応】

	2023年度	2024年度
⑧ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	8,509	7,196
	(17.2%)	(16.4%)
⑨ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	20,258	17,777
	(40.9%)	(40.4%)
⑩ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	19,425	17,689
	(39.2%)	(40.2%)
⑪ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1,348	1,345
	(2.7%)	(3.1%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行98行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合144組合(全国信用協同組合連合会を含む)の合計529機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、「停止条件付保証契約」、「解除条件付保証契約」及び「ABL」をいう。

※3 「経営者保証に依存しない融資」とは、「無保証融資」及び「経営者保証の代替的な融資手法を活用した融資」をいう。

※4 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※5 メイン行の判定については、各金融機関の基準に依る。

(注)【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している融資先において代表者交代手続きが行われたことを民間金融機関が把握した際に、当該融資先に対して当該民間金融機関が実施した対応をいう。